名古屋市町並み保存要綱実施要領

令和2年12月1日 名古屋市教育委員会

(趣旨)

第1条 この実施要領は、名古屋市町並み保存要綱(平成22年4月1日施行。以下「要綱」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(現状変更行為の届出)

- 第2条 要綱第6条第1項の規定による届出は、町並み保存地区現状変更行為届出書(第1号様式)に、次の各号に掲げる書類を添えて、教育委員会(以下「委員会」という。)に提出して行うものとする。
 - (1) 関係部分の設計図
 - (2) 現況写真
 - (3) その他委員会が必要と認めるもの

(適用除外)

- 第3条 要綱第6条第2項の規定により、委員会が別に定めるものは、次のとおりとする。
 - (1) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
 - (2) 仮設又は地下埋設の建築物又は工作物の設置に係る行為
 - (3) 育成などのため必要な木竹の伐採

附 則

- 1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成22年4月1日に廃止された名古屋市町並み保存要綱実施要領(昭和59年3月1日教育長決裁)の規定によりなされた現状変更行為の届出については、 この要領の施行後も、なおその効力を有する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年12月1日から施行する

町並み保存地区現状変更行為届出書

年 月 日

(あて先) 名古屋市教育委員会

上 住所 氏名 電話

名古屋市町並み保存要綱実施要領第2条の規定により、現状変更行為の届出をします。

1	現丬	伏変 所		の場							
2 称	現丬	犬 変	更	の名							
3 容	現壮	犬 変	更	の内							
4 定	エ	事	の	予	着手	年	月	日 ~ 完了	年	月	目
5 者	工	事	設	計	住所氏名電話						
6 者	エ	事	施	I	住所氏名電話						
7 項	その	の他	参	考 事							
*											

[添付書類] 関係部分の設計図、現況写真、その他